

第30回 法廷だより

2019年12月3日、第30回頭弁論期日が札幌地裁で開かれました。

準備書面を提出

今回の期日では、弁護団から、被告の行つた基準津波の高さの引き上げや構造変更前の防潮堤について、地震に伴う液状化による損傷を前提とするシミュレーション方針を明らかにしたことをつけ、津波対策の不備について主張する準備書面(40)を提出し、菅澤弁護士が、要点をまとめたプレゼンテーションを行いました。



が、訴訟における審査基準からは被告が安全性について主張しなければならない段階であるのに、被告は主張の準備すらできていないことから早期結審すべきである旨の意見述べました。

被告の態度に対しても、裁判所からも、審査会合の不備について主張する準備書面(40)を提出し、菅澤弁護士が、要点をまとめたプレゼンテーションを行いました。

被告は、原発敷地の調査結果を踏まえ、敷地内断層に関する主張を行う予定である旨述べましたが、その期限は明示しませんでした。また、海底活動層や津波についての検討もしておらず、原告の主張に対する反論の予定を示すこともできませんでした。これに対し、市川弁護士

方向性は数か月程度で示されるイメージであり、さらに延びるようであれば審理の打ち切りも視野に入れている旨言及され、法廷が湧きました。

原告意見陳述

原告の意見陳述は、大場幸子さんが行いました。実家が福島県双葉郡富岡町に所在し、知人らが被災したが、先の見えない過酷な避難生活を強いられている。避難の際には複数の避難経路が通行不能となり、唯一の経路も大渋滞していたが、泊原発で同様の状況になつた場合、国道5号線が大渋滞し大きな混乱を招き、札幌に逃れても危険が続くなど、避難計画の不備が招く危険性について指摘しました。また、核のゴミが半永久的に汚染物質をまき散らすことも指摘し、廃炉を訴えました。(意見陳述の内容は2ページ)

今後の予定等

次回期日は、令和2年2月18日(火)午後2時から。(次々回は令和2年5月19日(火)午後2時予定)

次回もたくさんの方に傍聴においていただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょう。

弁護団の主張内容

設置許可基準として、基準津波に対する安全性が損なわれないこと、すな

(文責) 佐々木泰平